

## 低入札価格調査制度について

### 1. 低入札価格調査制度について

この制度は、工事の請負契約における工事品質の確保及び不良・不適格業者の排除を目的に、低価格での入札に対する調査基準価格を設定して、調査基準価格を下回った入札価格（以下「低入札価格」という。）があった場合には落札を保留して、当該入札価格による工事の適正な履行が可能か否かを低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）において審査し、落札者を決定する制度。

### 2. 調査対象工事

制限付一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式）により請負業者を決定する工事

その他、市長が特に必要と認めた工事

### 3. 開札時の手続き

開札の結果、有効な入札のうち低入札価格調査基準価格と失格基準価格の範囲内で入札をした者（以下「低入札価格応札者」という。）があった場合は、落札者の決定を「保留」とし、低入札価格調査の手続きを開始する。なお、落札結果については、後日、本市ホームページで公表する。

### 4. 低入札価格調査の手続き

#### 調査書類

低入札価格応札者は、当該入札の翌日（土、日、祝、年末年始の休日を除く）の午前9時から正午までの間に、低入札調査書類（以下「調査書類」という。）を契約担当課へ提出しなければならない。なお、提出期限までに調査書類（全ての調査書類に記入があること。）の提出がない場合は、当該低入札価格応札者は失格とする。

落札予定者が審査の結果、落札者とならない場合があるため、全ての低入札価格応札者は調査書類を提出する必要がある。

（提出すべき調査書類）

1. その価格で入札した理由書（様式第1-1号・様式第1-2号）
2. 手持ち工事の状況（様式第2号）
3. 手持ち資機材の状況（様式第3-1号・様式第3-2号）
4. 労働者の供給見通し（様式第4号）
5. 下請に関する調書（様式第5号）
6. 経営状況・信用状況調書（様式第6号）

#### 事情聴取

事情聴取については、期日・場所を指定するが、追加資料が必要な場合は、その旨も含め通知する。事情聴取に応じる低入札価格応札者は、当該入札の責任者及び積算

の精通者とする。事情聴取の方法は、調査書類の各項目に従って合理的な説明を求めるとともに、労働者の具体的な供給見通し、下請等協力会社の状況、経営状況などについても説明を求める。なお、事情聴取に応じない場合は、当該低入札価格応札者は失格とする。

低入札価格調査報告の審査及び落札者の決定について

委員会において、調査報告書に基づき、当該入札価格をもって契約の内容に適合した履行がなされるか否かを審査する。

委員会の審査により、当該低入札価格応札者の入札価格により、契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、当該低入札価格応札者を落札者とする。

#### 5. 低入札価格調査基準価格

設計金額の7.5/10～9.2/10の範囲内で、次の計算式で算出した額。

$((\text{直接工事費} \times 0.97) + (\text{共通仮設費} \times 0.90) + (\text{現場管理費} \times 0.90) + (\text{一般管理費} \times 0.68))$